

平成 2 7 年 度 版

事 業 概 要

(平 成 2 6 年 度 実 績)

三重県障害者相談支援センター

目 次

第1 概要	1
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
第2 業務内容	7
1 総務課	
2 知的障害者支援課	
3 身体障害者支援課	
4 地域支援課	
第3 平成26年度業務実績	15
1 総務課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
2 知的障害者支援課	
(1) 年度別相談人員の推移	
(2) 相談形態割合	
(3) 相談判定処理状況	

- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

4 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援
- (3) 人材育成支援事業
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る取組を行っています。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

1 沿革

(1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」(津市一身田大古曾 670 番地 2) として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所 (津市藤方 2283-1) 内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」(津市城山 1 丁目 12-2) 内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所 (津市鳥居町 258) 内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築 (津市一身田大古曾字雁田 694-1) に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」(津市城山 1 丁目 12-2) を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター (津市一身田大古曾 670 番地 2) 内に移転

2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
TEL 059-236-0400 (総務課)
059-232-7531 (知的障害者支援課)
059-232-7356 (身体障害者支援課)
059-236-0403 (地域支援課)
FAX 059-231-0687
E-mail shogaic@pref.mie.jp
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

・案内図



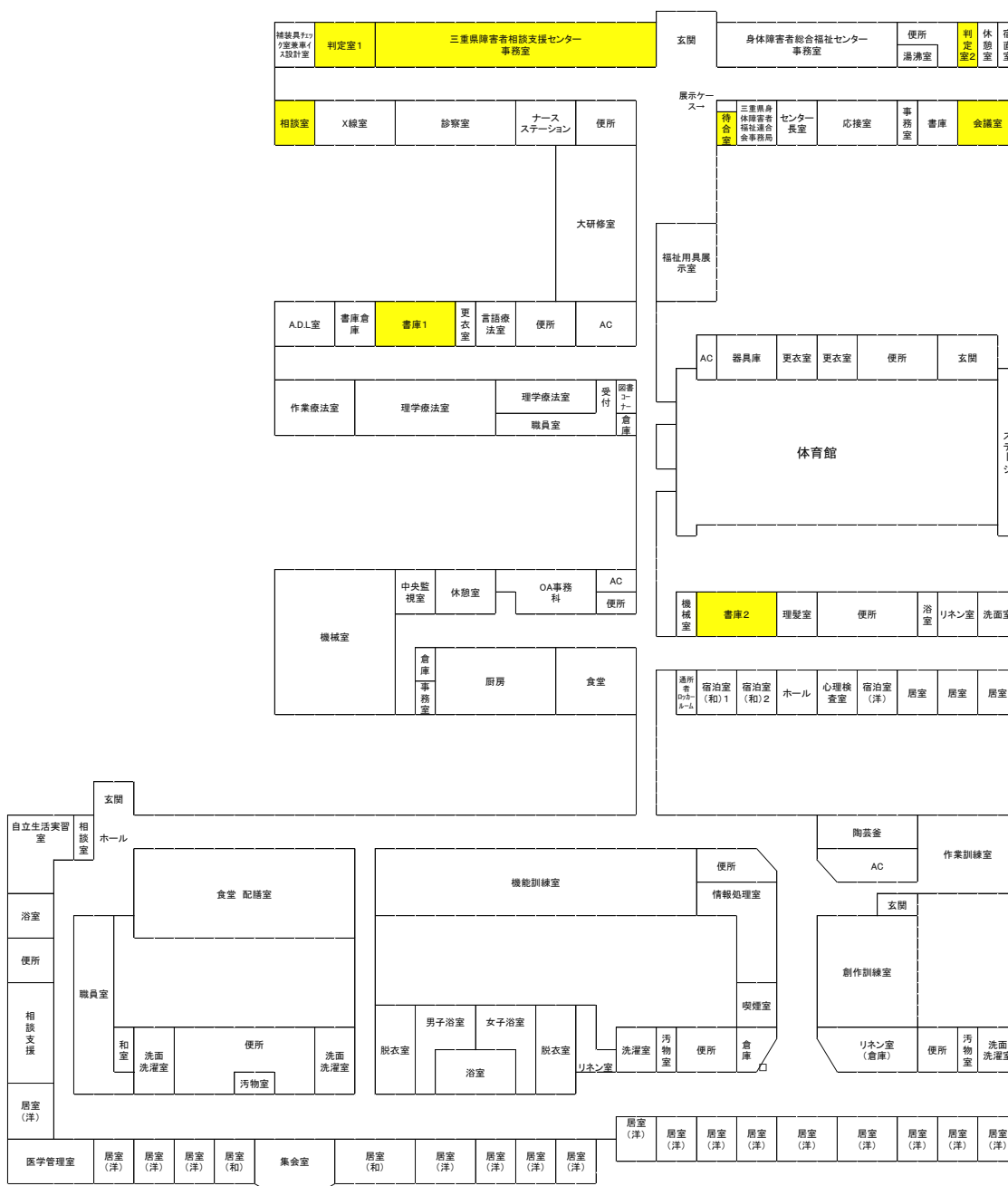
交通：JR一身田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m²

建物延べ面積 8,172.30 m² (396.235 m²)

() は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



平成27年4月1日現在

地域名	総数	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	217,568	12.0%	82,118	11.4%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	370,943	20.5%	149,114	20.7%	四日市市・三重郡
鈴鹿	246,858	13.6%	96,918	13.4%	鈴鹿市・亀山市
津	278,657	15.4%	114,950	15.9%	津市
松阪	212,464	11.7%	83,527	11.6%	松阪市・多気郡
伊勢	242,122	13.4%	96,153	13.3%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	170,196	9.4%	65,144	9.0%	名張市・伊賀市
尾鷲	34,815	1.9%	16,439	2.3%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	37,605	2.1%	17,270	2.4%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,811,228	100.0%	721,633	100.0%	

4 組織及び職員配置（平成27年4月1日現在）

所 長（事務）		1名
総 務 課	課長（事務）	1名
	事務	4名
	業務補助職員	2名
知的障害者支援課	課長（事務）	1名
	ケースワーカー	4名
	（事務1名、技術3名）	
	心理判定員	3名
	医師（兼務）	1名
	医師（非常勤嘱託）	1名
身体障害者支援課	課長（事務）	1名
	事務	1名
	看護師	2名
	医師（非常勤嘱託）	8名
地域支援課	課長（技術）	1名
	事務	4名
	技術	1名

【再掲】

事務吏員	14名
技術吏員	10名
業務補助職員（事務）	2名
兼務医師	1名
嘱託医	9名

第2 業務内容

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指業務定

(3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) その他庶務、経理業務

2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

(1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

① 実施方法

ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

② 相談内容

ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所に関する相談

イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する各種証明書等を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、困難事例等に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

③ セーフティネットの構築

保護者の死亡等により、急きょ、安心、安全な生活の場の確保が必要となった知的障がい者に対し、県独自でセーフティネット機能事業として緊急入所制度を設けています。緊急入所の適否は調整委員会を開催して決定し、知的障害者支援課はこれに関係する一連の事務を担っています。

④ 行動観察事業

地域生活において何らかの不適応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設（障害者支援施設「城山れんげの里」）を利用して行動観察を行い、再度地域での生活が可能となるように支援しています。

(3) 関係機関への支援

① 三重県地域生活定着支援センター

知的障がい者を有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援

を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がい判定を行っています。

②三重県自閉症・発達障害支援センター

発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者及び発達障害が疑われる18歳以上の者のうち査定を受けることについて同意している者について、三重県自閉症・発達障害支援センターの依頼により、発達障害の発見や専門的な発達支援に資するよう心理学的査定を行っています。

(4) 研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第11条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325001号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

(1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判

定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

(2) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（三重病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

(3) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

(4) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

4 地域支援課

障害者総合支援法第78条の規定により以下の業務を行っています。

- ・障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組

- ・障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会充実に向けた取組

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

また、障害者虐待防止対策支援事業により、虐待防止にかかる研修を行っています。

(1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行っています。

② 障がい児等療育相談支援事業

障がい児（者）または発達の気になる児童等並びに家族等の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障害及びその関連障がいに対する支援普及事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障害支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就

労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応ずるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域協議会の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域の相談支援体制及び協議会の充実に向けて、県や市町から相談支援事業を受託している障がい者相談支援センターの代表者会議の開催や圏域アドバイザーの配置等を行っています。

(3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、人材育成に関する検討委員会を設置し、研修の企画運営、人材育成ビジョンの策定等を行っています。

主な研修は以下のとおりです。

① 障害支援区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

④ サービス管理責任者等研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者の養成及びフォローアップするための研修を行います。

⑤ 強度行動障害支援者養成研修

行動障害の理解と適切な支援を行う人材の育成を進めるために、行

動障害のある人の支援に携わる障害福祉サービス事業所職員等を対象に研修を行います。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

①三重県障害者権利擁護センター

「使用者による障害者虐待」の相談を受付けています。ここではセンター職員が相談を受け付け、必要に応じて該当する市町、県健康福祉部障がい福祉課及び関係機関と連携を図るとともに、市町への助言や支援を行っています。

②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるとともに、市町等の障害者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図るため、研修を行っています。

第3 平成26年度業務実績

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	272	419	102	2,984	81	840	502
	再交付(認定)	301	286	49	1,245	64	390	350
	再交付(取替)	79	143	32	614	22	200	87
	居住地変更	87	122	25	804	59	177	82
	返還	411	417	115	2,717	18	707	425
	県内転入	24	41	9	158	1	47	7
	県外転出	16	25	3	113	5	26	12
合計		1,190	1,453	335	8,635	250	2,387	1,465

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交付・ 処理 件数	新規交付	282	467	2	10	13	5,974
	再交付(認定)	95	158	13	1	1	2,953
	再交付(取替)	18	40	0	4	4	1,243
	居住地変更	26	58	2	2	5	1,449
	返還	343	417	4	17	4	5,595
	県内転入	1	7	0	0	4	299
	県外転出	0	6	0	0	7	213
合計		765	1,153	21	34	38	17,726

身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

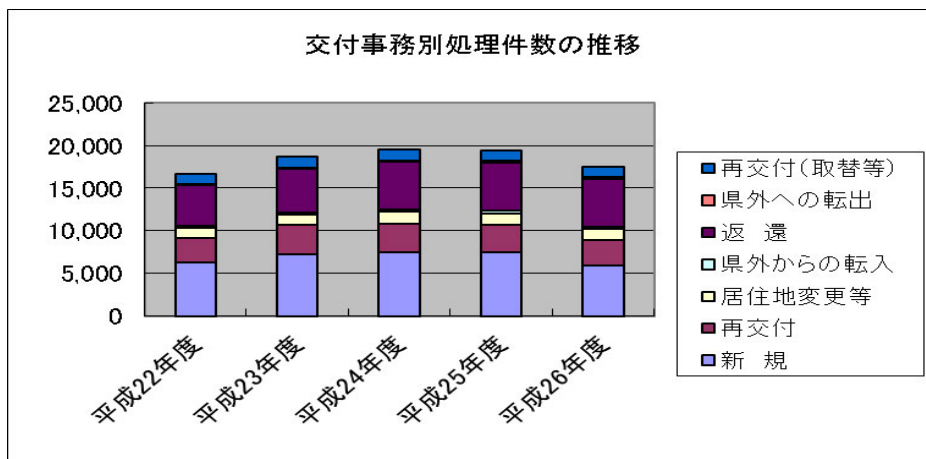
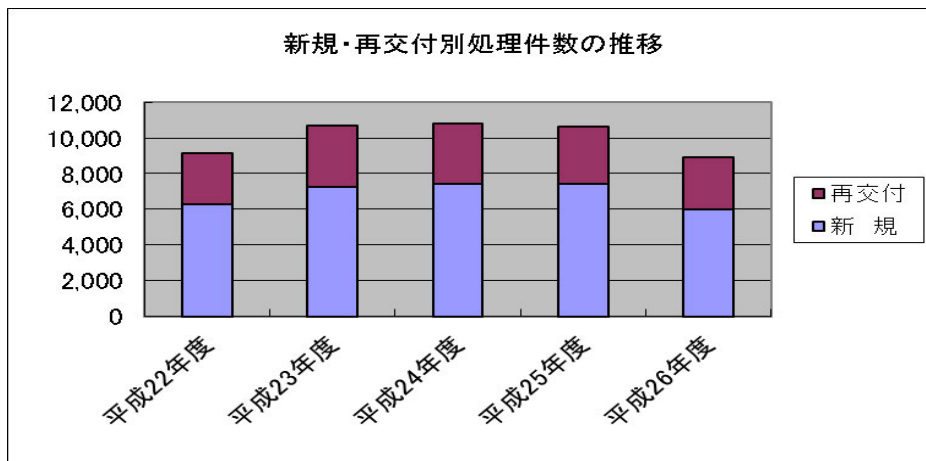
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	882	551	213	307	909	34	40	2,936
四日市市	960	484	214	234	671	38	34	2,635
伊勢市	420	160	82	89	427	22	14	1,214
松阪市	545	259	89	176	533	17	16	1,635
桑名市	413	200	98	113	408	31	23	1,286
鈴鹿市	622	287	139	141	519	23	14	1,745
名張市	267	138	42	45	209	25	7	733
尾鷲市	79	41	17	24	117	5	8	291
亀山市	185	72	39	22	143	6	3	470
鳥羽市	72	30	17	5	70	1	2	197
熊野市	77	30	10	8	90	5	4	224
いなべ市	138	75	25	32	145	14	2	431
志摩市	189	73	29	58	168	8	3	528
伊賀市	292	177	70	58	333	30	15	975
市計	5,141	2,577	1,084	1,312	4,742	259	185	15,300
木曾岬町	30	3	3	1	18	2	1	58
東員町	82	43	15	10	92	5	6	253
菰野町	116	59	29	17	130	8	2	361
朝日町	22	14	8	5	18	1	0	68
川越町	45	10	8	9	26	4	1	103
多気町	55	18	6	9	79	1	1	169
明和町	83	25	11	14	91	2	4	230
大台町	45	11	13	8	48	3	1	129
玉城町	43	13	6	8	45	2	3	120
度会町	37	15	7	7	41	5	0	112
大紀町	54	35	8	4	48	0	0	149
南伊勢町	79	43	15	12	65	0	2	216
紀北町	77	43	14	23	58	1	1	217
御浜町	22	17	6	1	56	0	4	106
紀宝町	43	27	10	9	38	6	2	135
町計	833	376	159	137	853	40	28	2,426
合計	5,974	2,953	1,243	1,449	5,595	299	213	17,726

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規	6,281	7,270	7,426	7,425	5,974
再交付	2,877	3,410	3,409	3,220	2,953
小計	9,158	10,680	10,835	10,645	8,927
居住地変更等	1,154	1,224	1,377	1,378	1,243
県外からの転入	293	245	285	309	299
返還	4,719	5,104	5,549	5,657	5,595
県外への転出	149	180	180	188	213
再交付(取替等)	1,180	1,283	1,310	1,179	1,243
合計	16,653	18,716	19,536	19,356	17,726

※ 平成 23 年 4 月から肢体不自由を上肢・下肢・体幹に分けて認定しています。
 ※ 平成 26 年 4 月から肢体不自由と心臓機能障害の認定基準が改正されました。



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

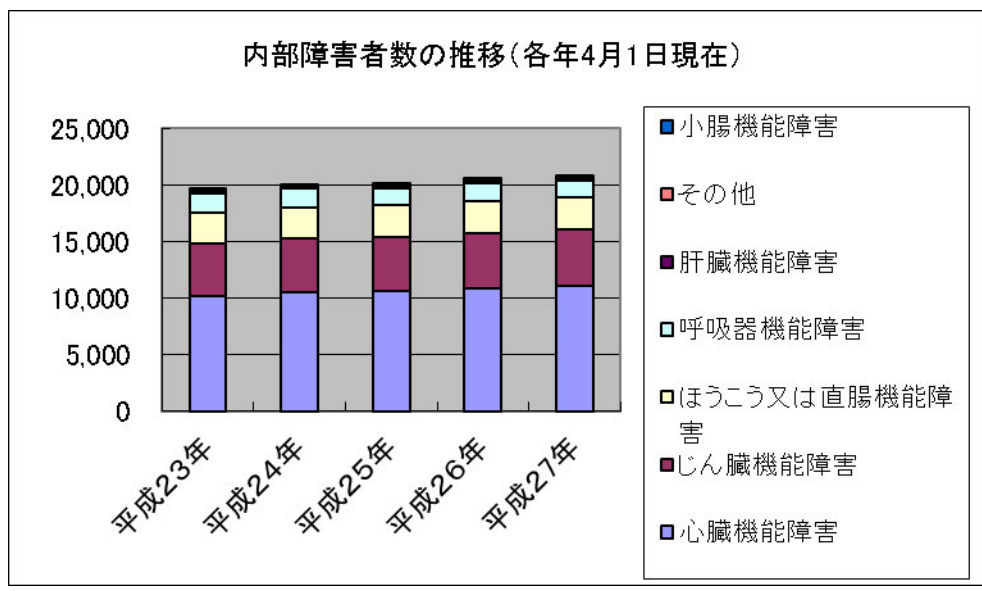
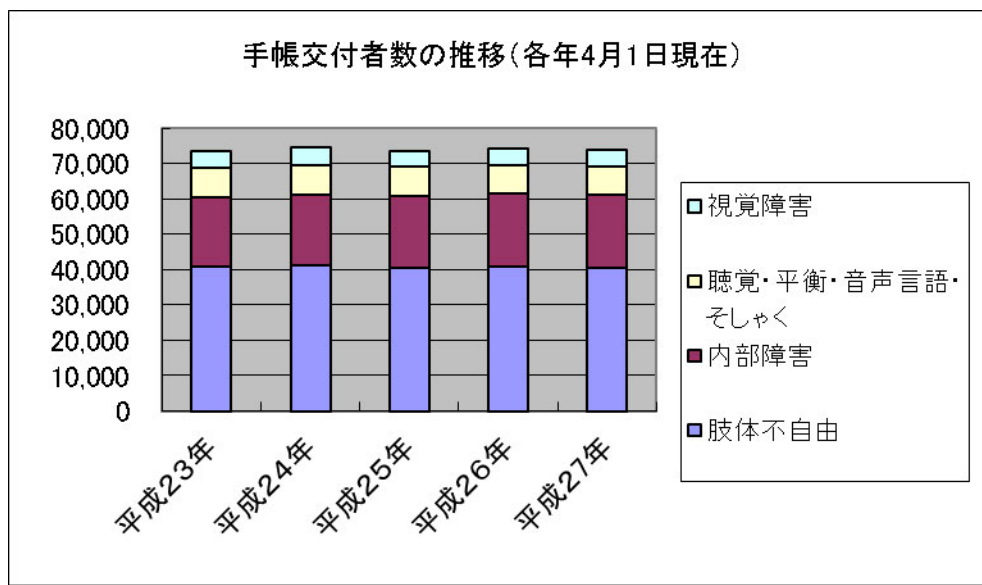
障害別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比
視覚障害	児		35	8	6	7	8	3	67	5.99%
	者		1,576	1,210	368	319	558	323	4,354	
	計		1,611	1,218	374	326	566	326	4,421	
聴覚又は平衡機能障害	児		1	72	43	21	0	41	178	10.04%
	者		346	1,758	1,095	1,230	39	2,759	7,227	
	計		347	1,830	1,138	1,251	39	2,800	7,405	
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	児		0	0	0	5			5	1.15%
	者		29	72	442	303			846	
	計		29	72	442	308	0	0	851	
肢体不自由	児		435	300	93	22	40	10	900	54.70%
	者		6,758	7,392	8,771	11,361	3,364	1,808	39,454	
	計		7,193	7,692	8,864	11,383	3,404	1,818	40,354	
内 部 障 害	心臓機能障害	児	82	0	53	20			155	14.95%
		者	7,505	71	1,716	1,584			10,876	
		計	7,587	71	1,769	1,604	0	0	11,031	
	呼吸器機能障害	児	11	1	8	2			22	1.99%
		者	267	37	835	304			1,443	
		計	278	38	843	306	0	0	1,465	
	じん臓機能障害	児	9	0	0	0			9	6.76%
		者	4,636	14	236	90			4,976	
		計	4,645	14	236	90	0	0	4,985	
	ぼうこう又は直 腸機能障害	児	3	0	13	10			26	3.88%
		者	15	8	161	2,655			2,839	
		計	18	8	174	2,665	0	0	2,865	
	小腸機能障害	児	3	0	1	3			7	0.11%
		者	12	4	8	51			75	
		計	15	4	9	54	0	0	82	
	肝臓機能障害	児	16	0	0	0			16	0.19%
		者	103	9	8	4			124	
		計	119	9	8	4	0	0	140	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.24%
		者	31	87	47	12			177	
		計	31	87	47	12	0	0	177	
	(内部障害計)	児	124	1	75	35			235	28.12%
		者	12,569	230	3,011	4,700			20,510	
		計	12,693	231	3,086	4,735	0	0	20,745	
合計	児	595	381	217	90	48	54	1,385	100.0%	
	者	21,278	10,662	13,687	17,913	3,961	4,890	72,391		
	計	21,873	11,043	13,904	18,003	4,009	4,944	73,776		
等級別構成比			29.65%	14.97%	18.85%	24.40%	5.43%	6.70%	100.0%	

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害 区分 市町名	視覚	聴覚 ・ 平衡	音声 言語 ・ 咀嚼	肢体 不 自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心臓	呼吸 器	腎臓	膀胱 ・ 直腸	小腸	肝臓	その 他	計	児	者	
津市	751	999	126	6,425	1,581	173	703	416	15	22	0	2,910	249	10,962	11,211
四日市市	679	1,053	124	5,572	1,884	158	850	390	11	20	0	3,313	260	10,481	10,741
伊勢市	326	636	62	2,754	818	109	369	186	3	9	0	1,494	87	5,185	5,272
松阪市	383	689	95	3,693	908	136	428	271	14	14	0	1,771	141	6,490	6,631
桑名市	268	391	52	2,385	882	81	302	231	9	5	0	1,510	76	4,530	4,606
鈴鹿市	387	659	62	3,985	894	120	516	317	9	17	0	1,873	163	6,803	6,966
名張市	189	335	41	1,882	429	76	219	99	6	4	0	833	63	3,217	3,280
尾鷲市	47	84	13	628	182	28	92	44	2	3	0	351	10	1,113	1,123
亀山市	117	243	23	1,206	255	63	151	104	1	5	0	579	47	2,121	2,168
鳥羽市	83	144	16	627	170	28	75	35	0	3	0	311	13	1,168	1,181
熊野市	61	116	8	642	150	62	77	63	1	1	0	354	11	1,170	1,181
いなべ市	88	181	24	999	250	48	103	63	1	3	0	468	31	1,729	1,760
志摩市	173	358	44	1,370	415	62	184	108	1	5	0	775	35	2,685	2,720
伊賀市	337	506	56	2,818	637	78	241	154	3	12	0	1,125	54	4,788	4,842
(市計)	3,889	6,394	746	34,986	9,455	1,222	4,310	2,481	76	123	0	17,667	1,240	62,442	63,682
木曾岬町	15	8	6	106	45	4	17	10	0	0	0	76	2	209	211
東員町	44	80	10	458	163	20	66	34	0	3	0	286	17	861	878
菟野町	73	132	11	796	230	39	109	64	2	4	0	448	26	1,434	1,460
朝日町	8	24	3	126	44	9	16	12	0	0	0	81	8	234	242
川越町	19	35	3	221	80	10	31	7	0	1	0	129	9	398	407
多気町	44	87	4	318	89	7	45	22	1	1	0	165	10	608	618
明和町	55	124	9	500	142	20	52	36	0	1	0	251	22	917	939
大台町	26	43	9	344	86	18	26	24	0	1	0	155	6	571	577
玉城町	35	60	11	325	91	18	41	18	1	0	0	169	12	588	600
度会町	29	42	0	175	68	3	26	17	1	0	0	115	3	358	361
大紀町	39	59	4	346	92	23	46	16	1	1	0	179	3	624	627
南伊勢町	68	136	15	523	178	22	56	30	0	3	0	289	5	1,026	1,031
紀北町	31	97	12	586	148	19	83	47	0	1	0	298	12	1,012	1,024
御浜町	25	40	2	213	49	17	17	20	0	1	0	104	2	382	384
紀宝町	21	44	6	331	71	14	44	27	0	0	0	156	8	550	558
(町計)	532	1,011	105	5,368	1,576	243	675	384	6	17	0	2,901	145	9,772	9,917
その他											177	177	0	177	177
県合計	4,421	7,405	851	40,354	11,031	1,465	4,985	2,865	82	140	177	20,745	1,385	72,391	73,776



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成26年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	6	9	12	7	10	3	47
指定件数	6	9	12	7	10	3	47
うち新規指定者	6	9	11	5	10	1	42

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請件数	107	54	55	47	47
指定件数	107	54	55	47	47

③ 障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成27年4月1日現在)【所属機関が不明な指定医師を除く】

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
桑名員弁	193	770	21	19	24	35	20	143	110	111	104	73	85	0	25
桑名市	146	617	13	15	19	28	16	110	88	90	83	60	72	0	23
いなべ市	36	117	6	2	3	5	2	25	16	16	16	12	12	0	2
木曽岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
四日市	401	1,512	44	43	55	82	45	279	209	222	210	135	153	5	30
四日市市	359	1,354	38	36	48	73	40	251	187	198	190	122	139	5	27
菟野町	32	125	6	6	6	8	4	21	17	18	15	11	11	0	2
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
鈴鹿・龜山	222	813	27	21	27	47	24	163	114	115	113	65	81	3	13
鈴鹿市	190	712	22	19	24	43	21	143	99	102	98	57	71	3	10
龜山市	32	101	5	2	3	4	3	20	15	13	15	8	10	0	3
津	481	1,872	66	62	79	113	65	336	254	248	259	154	180	10	46
津市	481	1,872	66	62	79	113	65	336	254	248	259	154	180	10	46
松阪多気	262	963	28	20	31	46	21	191	143	149	139	74	100	2	19
松阪市	225	814	26	18	27	39	17	161	119	127	117	61	84	1	17
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	19	82	1	1	3	5	3	14	14	12	12	7	8	1	1
大台町	14	55	0	1	1	2	1	13	8	8	8	5	7	0	1
伊勢志摩	245	918	28	25	31	46	25	179	138	136	135	66	88	4	17
伊勢市	158	570	21	20	25	34	19	106	84	84	80	34	52	2	9
鳥羽市	13	59	1	0	0	1	0	12	9	8	9	7	7	2	3
志摩市	49	187	6	4	5	9	5	37	27	27	28	18	18	0	3
玉城町	11	52	0	1	1	2	1	10	8	8	8	6	6	0	1
度会町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	7	29	0	0	0	0	0	7	6	5	5	1	4	0	1
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
伊賀	147	534	15	13	12	20	9	103	83	85	75	52	60	0	7
名張市	65	223	6	6	6	10	5	43	36	35	33	16	24	0	3
伊賀市	82	311	9	7	6	10	4	60	47	50	42	36	36	0	4
紀北	49	217	6	5	5	9	4	39	31	32	31	21	23	1	10
尾鷲市	35	142	6	5	5	6	4	26	18	20	18	13	14	0	7
紀北町	14	75	0	0	0	3	0	13	13	12	13	8	9	1	3
紀南	24	96	3	1	1	3	1	19	16	16	15	6	13	0	2
熊野市	12	49	2	0	0	1	0	9	9	9	8	4	7	0	0
御浜町	10	37	1	1	1	2	1	8	5	5	5	2	4	0	2
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
合計	2,024	7,695	238	209	265	401	214	1,452	1,098	1,114	1,081	646	783	25	169

(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

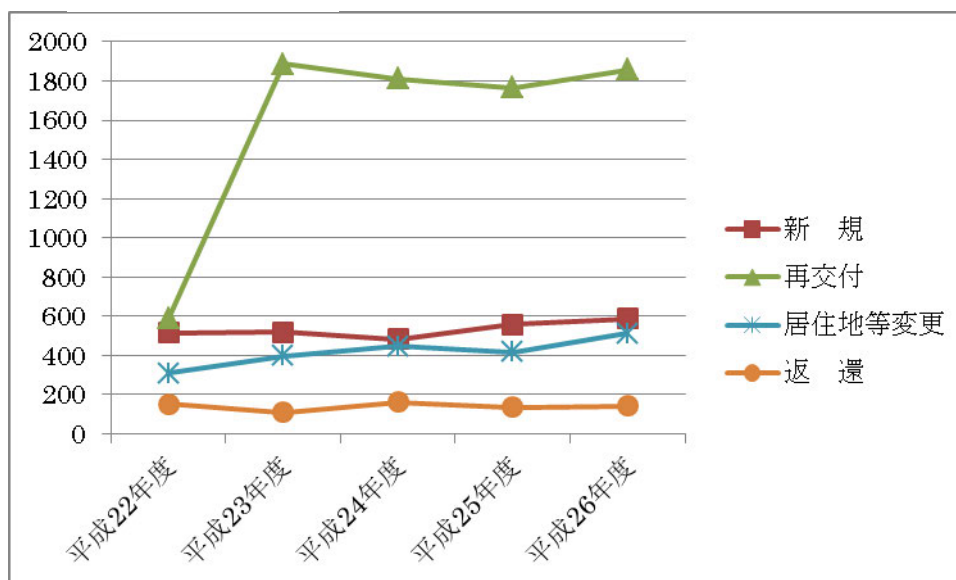
市町名	新規交付	再交付	居住地等変更	返還	計
津市	76	283	100	30	454
四日市市	93	304	104	23	524
伊勢市	38	124	32	10	204
松阪市	43	170	50	6	269
桑名市	52	133	25	7	217
鈴鹿市	70	238	58	16	382
名張市	21	95	25	6	147
尾鷲市	6	22	5	2	35
亀山市	21	52	9	2	84
鳥羽市	0	23	6	4	33
熊野市	6	17	4	0	27
いなべ市	23	47	14	5	89
志摩市	11	37	8	9	65
伊賀市	44	84	31	8	167
市計	504	1,624	471	128	2,697
木曾岬町	3	7	1	1	12
東員町	7	20	2	1	30
菰野町	14	40	7	2	63
朝日町	4	11	0	1	16
川越町	5	15	3	0	23
多気町	4	16	1	2	23
明和町	14	20	3	1	38
大台町	3	16	3	1	23
玉城町	6	13	5	0	24
度会町	2	6	1	0	9
大紀町	2	6	2	1	11
南伊勢町	2	10	1	0	13
紀北町	7	20	6	1	34
御浜町	4	18	0	0	22
紀宝町	4	10	5	1	20
町計	81	228	40	12	361
合計	585	1,857	511	140	3,093

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規	514	517	482	556	585
再交付	588	1,888	1,812	1,766	1,857
小計	1,102	2,405	2,294	2,322	2,442
居住地等変更	307	397	445	417	511
返還	152	108	160	134	140
合計	1,561	2,910	2,899	2,873	3,093

※ 平成23年4月から障がい程度の確認により変更がないものも再交付申請により手帳を交付しています。

処理件数の推移



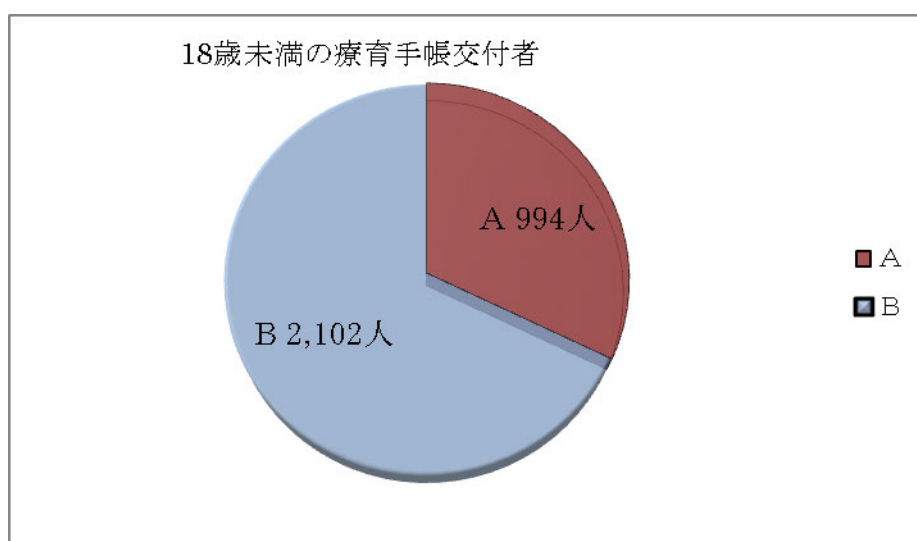
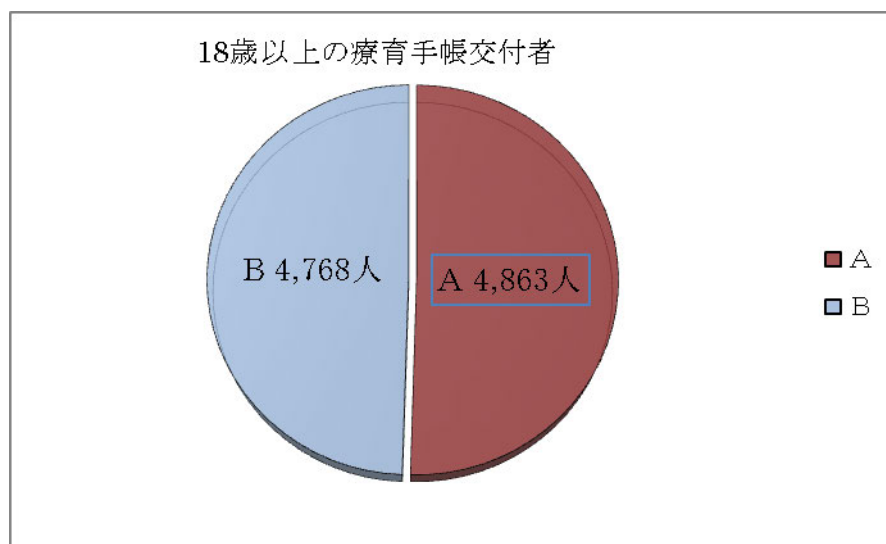
(7) 療育手帳交付者数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合 計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,236	690	160	286	446	771	709	1,480	931	995	1,926
四日市市	1,296	784	201	384	585	672	823	1,495	873	1,207	2,080
伊勢市	520	321	55	104	159	359	323	682	414	427	841
松阪市	719	447	96	192	288	459	419	878	555	611	1,166
桑名市	553	324	82	171	253	292	332	624	374	503	877
鈴鹿市	848	514	126	284	410	498	454	952	624	738	1,362
名張市	399	257	43	129	172	221	263	484	264	392	656
尾鷲市	90	52	8	18	26	60	56	116	68	74	142
亀山市	217	99	20	71	91	96	129	225	116	200	316
鳥羽市	94	71	8	19	27	84	54	138	92	73	165
熊野市	112	71	8	21	29	91	63	154	99	84	183
いなべ市	181	133	23	57	80	126	108	234	149	165	314
志摩市	201	157	16	31	47	175	136	311	191	167	358
伊賀市	425	304	45	117	162	259	308	567	304	425	729
(市計)	6,891	4,224	891	1,884	2,775	4,163	4,177	8,340	5,054	6,061	11,115
木曾岬町	22	15	2	8	10	14	13	27	16	21	37
東員町	77	50	6	19	25	59	43	102	65	62	127
菰野町	206	81	20	51	71	125	91	216	145	142	287
朝日町	26	19	7	14	21	17	7	24	24	21	45
川越町	56	26	7	13	20	35	27	62	42	40	82
多気町	72	44	7	21	28	43	45	88	50	66	116
明和町	87	50	9	18	27	46	64	110	55	82	137
大台町	55	34	5	4	9	38	42	80	43	46	89
玉城町	75	40	8	14	22	41	52	93	49	66	115
度会町	22	20	2	7	9	20	13	33	22	20	42
大紀町	38	29	1	7	8	37	22	59	38	29	67
南伊勢町	78	55	5	9	14	69	50	119	74	59	133
紀北町	98	73	14	14	28	76	67	143	90	81	171
御浜町	43	40	4	10	14	40	29	69	44	39	83
紀宝町	43	38	6	9	15	40	26	66	46	35	81
(町計)	998	614	103	218	321	700	591	1,291	803	809	1,612
県合計	7,889	4,838	994	2,102	3,096	4,863	4,768	9,631	5,857	6,870	12,727

年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	2,885	2,947	5,832
	女	1,978	1,821	3,799
	計	4,863	4,768	9,631
18歳未満	男	663	1,394	2,057
	女	331	708	1,039
	計	994	2,102	3,096
合計	男	3,548	4,341	7,889
	女	2,309	2,529	4,838
	計	5,857	6,870	12,727



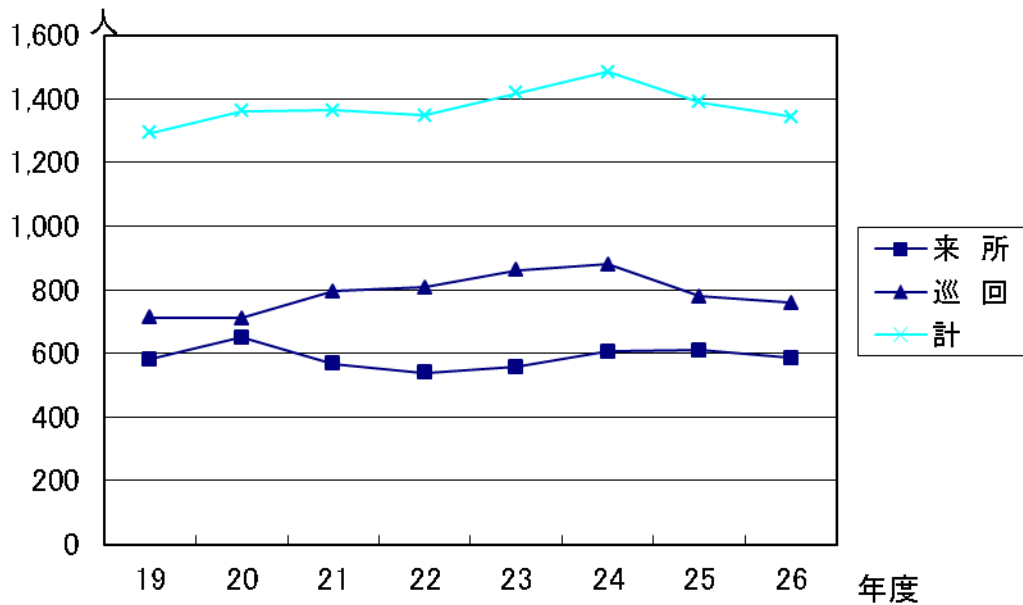
2 知的障害者支援課

(1) 年度別相談人員の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26
来所	581	651	567	540	557	605	610	586
巡回	712	710	796	807	862	879	780	758
計	1,293	1,361	1,363	1,347	1,419	1,484	1,390	1,344

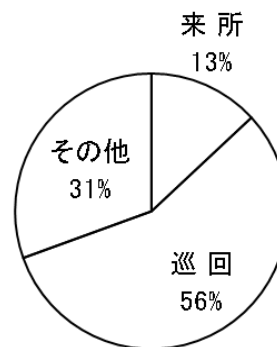
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



(2) 相談形態割合

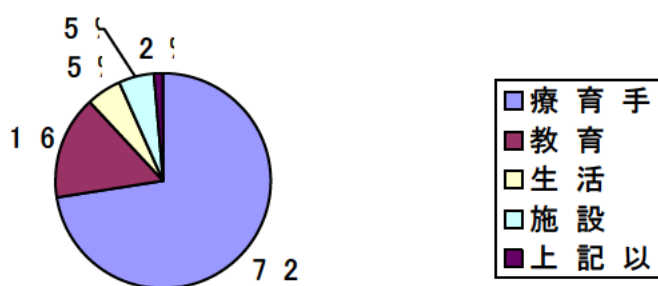
項目	人員	割合
来所	176	13%
巡回	758	56%
その他	410	31%
計	1,344	100%



(3) 相談判定処理状況

区分	来所	巡回	その他	合計	
取扱人員	176	758	410	1344	
相談内容	施設	7	88	0	95
	職親委託	0	1	0	1
	職業	0	0	20	20
	医療保健	26	0	1	27
	生活	3	56	4	63
	教育	0	121	0	121
	療育手帳	142	489	44	675
	その他	4	12	341	357
	計	182	767	410	1359
判定内容	医学的判定	26	0	1	27
	心理学的判定	138	504	5	647
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	1	12	1	14
	計	165	516	7	688
判定書 数等 交付	障害程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	137	489	21	647
	その他	26	24	354	404
	計	163	513	375	1051

☆巡回



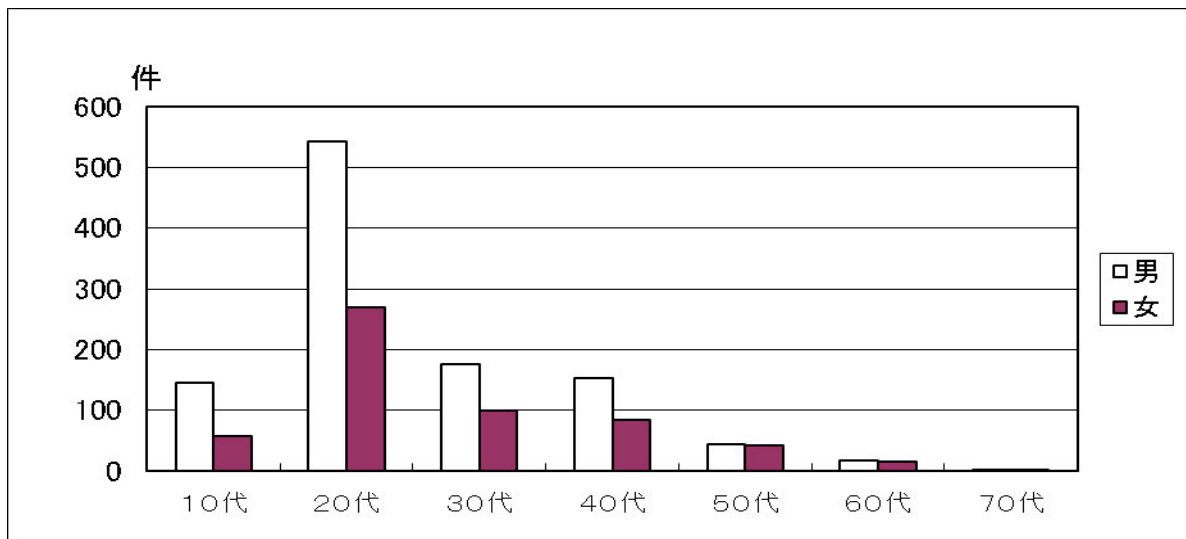
(4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	243	8	0	6	6	39	17	102	65	243
四日市市	194	17	0	1	5	6	12	106	50	197
伊勢市	99	12	0	1	2	2	10	49	23	99
松阪市	143	6	1	2	1	0	22	65	46	143
桑名市	96	3		4	0	1	11	45	32	96
鈴鹿市	132	11	0	2	1	3	16	71	40	144
名張市	56	5	0	1	0	0	6	32	13	57
尾鷲市	17	2	0	0	0	3	0	9	3	17
亀山市	33	7	0	0	2	2	6	18	1	36
鳥羽市	13	4	0	0	1	0	0	7	1	13
熊野市	9	0	0	0	0	0	0	4	3	7
いなべ市	36	1	0	0	1	4	0	19	12	37
志摩市	35	0	0	1	0	0	0	22	12	35
伊賀市	83	7	0	2	0	2	8	51	13	83
市計	1189	83	1	20	19	62	108	600	314	1207
木曾岬町	3	0	0	0	0	0	1	1	1	3
東員町	13	0	0	0	0	0	0	6	7	13
菰野町	24	2	0	0	0	0	2	14	6	24
朝日町	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
川越町	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5
多気町	17	4	0	0	0	0	3	7	3	17
明和町	33	3	0	0	2	0	5	13	11	34
大台町	19	1	0	0	3	1	2	8	5	20
玉城町	7	1	0	0	1	0	0	4	1	7
度会町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
大紀町	4	1	0	0	1	0	0	2	0	4
南伊勢町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
紀北町	12	2	0	0	0	0	0	7	3	12
御浜町	4	0	0	0	1	0	0	3	0	4
紀宝町	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5
町計	150	14	0	0	8	1	13	77	39	152
県計	1339	97	1	20	27	63	121	677	353	1359
県外	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5
合計	1344	97	1	20	27	63	121	677	358	1364

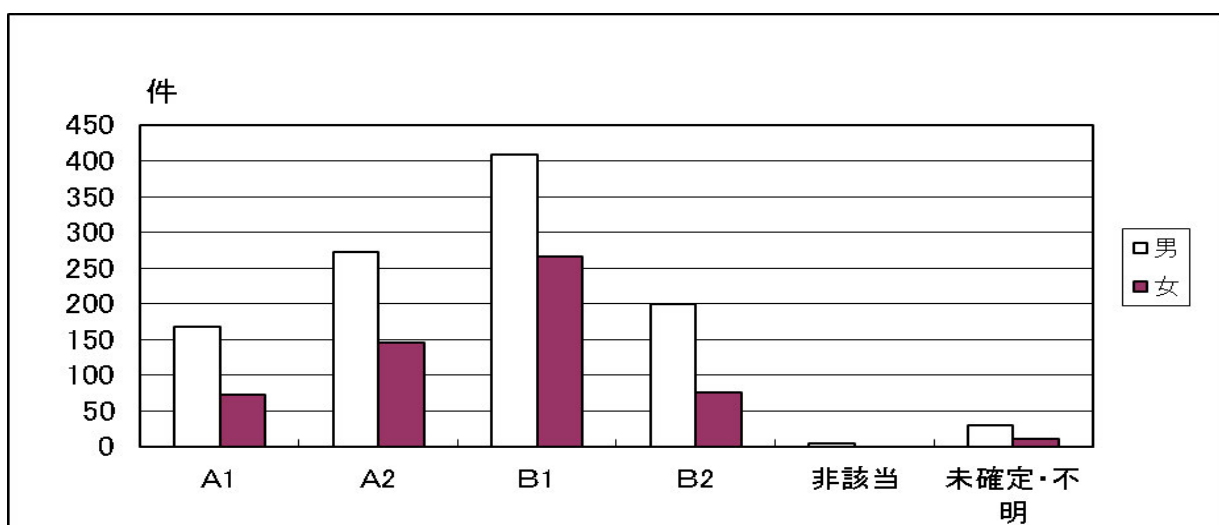
障害保健福祉圏域別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	148	4	0	4	1	5	12	71	52	149
四日市	225	19	0	1	5	6	14	126	57	228
鈴鹿亀山	165	18	0	2	3	5	22	89	41	180
津	243	8	0	6	6	39	17	102	65	243
松阪多気	212	14	1	2	6	1	32	93	65	214
伊勢志摩	160	18	0	2	5	2	10	86	37	160
伊賀	139	12	0	3	0	2	14	83	26	140
紀北	29	4	0	0	0	3	0	16	6	29
紀南	18	0	0	0	1	0	0	11	4	16
県外	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5
合計	1344	97	1	20	27	63	121	677	358	1364

(5) 男女別年齢別相談件数

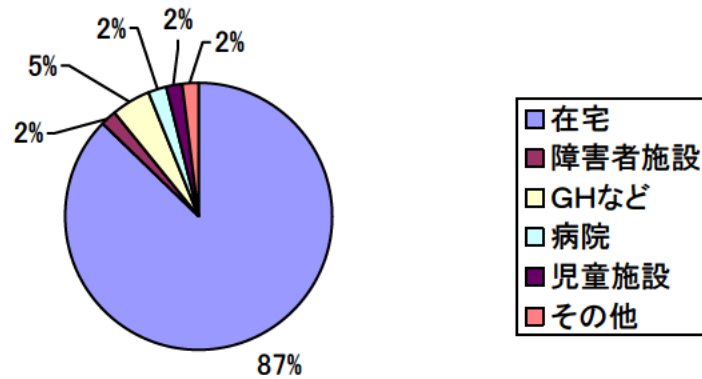


(6) 男女別程度別相談件数

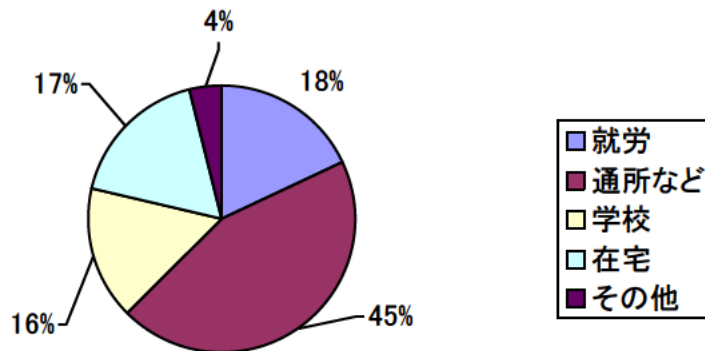


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に計 72 回出席し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討や関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 48 回参加しました。

② 入所調整

平成 26 年度に知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、新たに待機者名簿へ掲載した者は 62 名でした。入所した対象者は 37 名で、待機者（実人数）は平成 27 年 4 月 1 日現在で 295 名となり、平成 23 年度 226 名、24 年度 254 名、平成 25 年度 263 名と年々増加しています。

しかし、待機者 281 名のうち優先度 A が 13 名、B が 114 名、C が 161 名、D が 7 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

平成 24 年 7 月 1 日から実施した重症心身障がい者に係る療養介護事業所の利用(入所)調整については、三重病院だけではなく、県内の 3 つの事業所(三重病院、鈴鹿病院、明和病院なでしこ)を一元化して調整することを平成 26 年度に検討を始め、今年度も検討を継続していきます。また、平成 27 年度からは知的障害者支援課ではなく、身体障害者支援課が主担当窓口となります。

③ 緊急入所調整

平成 26 年度に市町からの相談があり、緊急入所調整委員会に諮ったのは 1 件でした。緊急入所後、地域の障がい者支援施設への移行が決まり、緊急入所は短期間で終了しました。

④ 行動観察事業

平成 26 年度に行動観察事業を利用した利用者は 1 名でした。また、利用にあたっての、事前検討や、利用中、利用後の支援のために「城山れんげの里」を含めた関係機関のケース会議を随時実施しています。

さらに、入所機能の利用ではなく、地域で生活しながらの行動観察事業を試行中です。

(10) 研修の状況

① 第 1 回知的障がい者福祉担当基礎研修

日 時	平成 26 年 4 月 24 日 (木)
場 所	三重県人権センター大セミナー室
対象者	市町知的障がい者福祉担当職員
内 容	知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援マニュアル」に基づき業務概要を説明 ・療育手帳の交付事務について ・知的障がいとは (V T R 視聴含む) ・療育手帳判定にかかる調査について 調査書の作成 (グループワーク・ロールプレイを含む)
出席者数	41 名

② 第 2 回知的障がい者福祉基礎研修

日 時	平成 26 年 7 月 4 日 (金)
場 所	三重県人権センター大セミナー室
対象者	市町知的障がい者福祉担当職員・障害者総合相談支援センター等の福祉関係職員
内 容	知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援マニュアル」に基づき業務概要を説明 ・判定当日の流れについて

- ・心理検査について（知能検査受検体験を含む）
- ・判定面接の心構えについて（グループワークを含む）
- ・支援を組み立ててみよう（グループワークを含む）

心理検査について・心理検査受検体験

出席者数 19名

③ 知的障がい者福祉専門研修

日 時 平成27年1月23日（金）

場 所 三重県津庁舎大会議室

対象者 障がい者（主として知的）福祉事業所職員

外部講師 NPO法人さるく代表 長瀬慎一氏

内 容 ①「行動障害（行動問題）への具体的な取り組みについて
～実技三昧」

②講義：「行動障害の背景 太田ステージ」

参加者数 81名

3 身体障害者支援課

(1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(2) 判定業務

① 医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 26 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 水曜日	13:00～16:00
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(3) 判定等実施状況

平成 26 年度中に実施した判定依頼件数は 1,233 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,242 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 857 件、判定件数が 871 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 376 件、判定件数が 371 件でした。

※判定依頼件数＝平成 26 年度中の日付（H26.4.1～H27.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 26 年度中の日付（H26.4.1～H27.3.31）で判定書を交付した件数

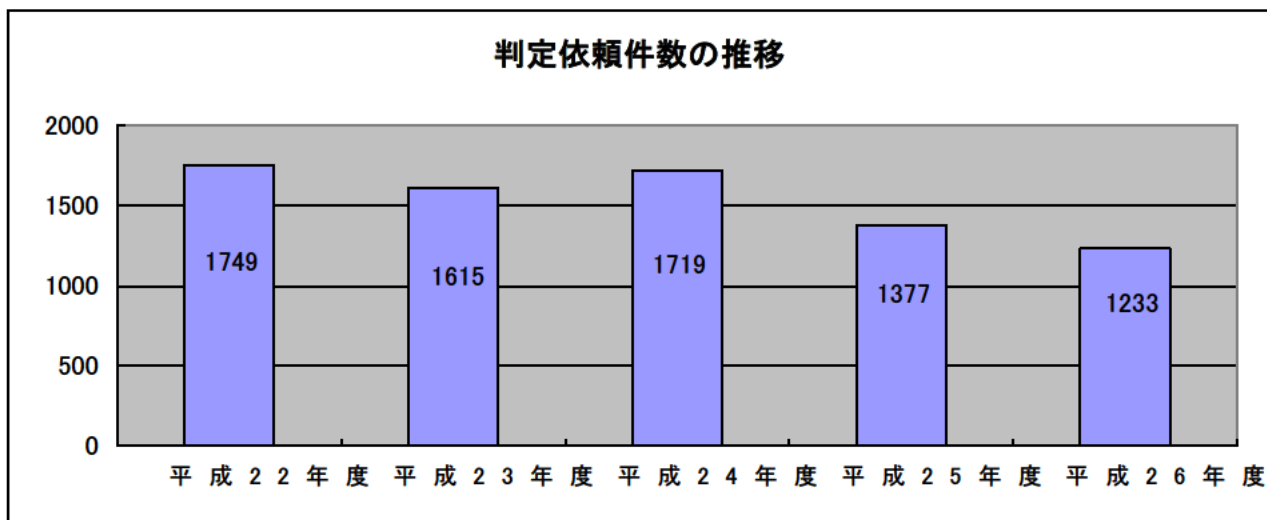
平成 26 年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,233	1,233	—
判定依頼内容	更生医療	376	376	30.5%
	補装具	857	857	69.5%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,233	1,233	100.0%
判定内容	更生医療	371	371	29.9%
	補装具	871	871	70.1%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,242	1,242	100.0%
判定書交付件数		1,242	1,242	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去 5 年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1,749	1,615	1,719	1,377	1,233



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去 5 年間の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
来 所	1,732	1,615	1,719	1,377	1,233
巡 回	17	0	0	0	0
計	1,749	1,615	1,719	1,377	1,233

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成 22 年度をもって廃止

(6) 判定依頼状況の過去 5 年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成 20 年度をもって廃止しました。

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
更生医療	775	609	677	559	376
補装具	963	1,006	1,042	818	857
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	11	0	0	0	0
計	1,749	1,615	1,719	1,377	1,233

(7) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	32	8.6%
	弁置換術・弁形成術	38	10.2%
	ペースメーカー植え込み術	19	5.1%
	その他	10	2.7%
じん臓機能障害	透析療法	100	27.0%
	免疫抑制療法	22	5.9%
	腎移植	28	7.5%
	その他	0	0%
肢体不自由	人工関節置換術・他	67	18.1%
	その他	8	2.2%
肝臓障害	肝臓移植	1	0.3%
	免疫抑制療法	3	0.8%
免疫機能障害	免疫調整療法	30	8.1%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	4	1.1%
	顎形成・歯列矯正・他	9	2.4%
計		371	100.0%

(8) 補装具判定の状況

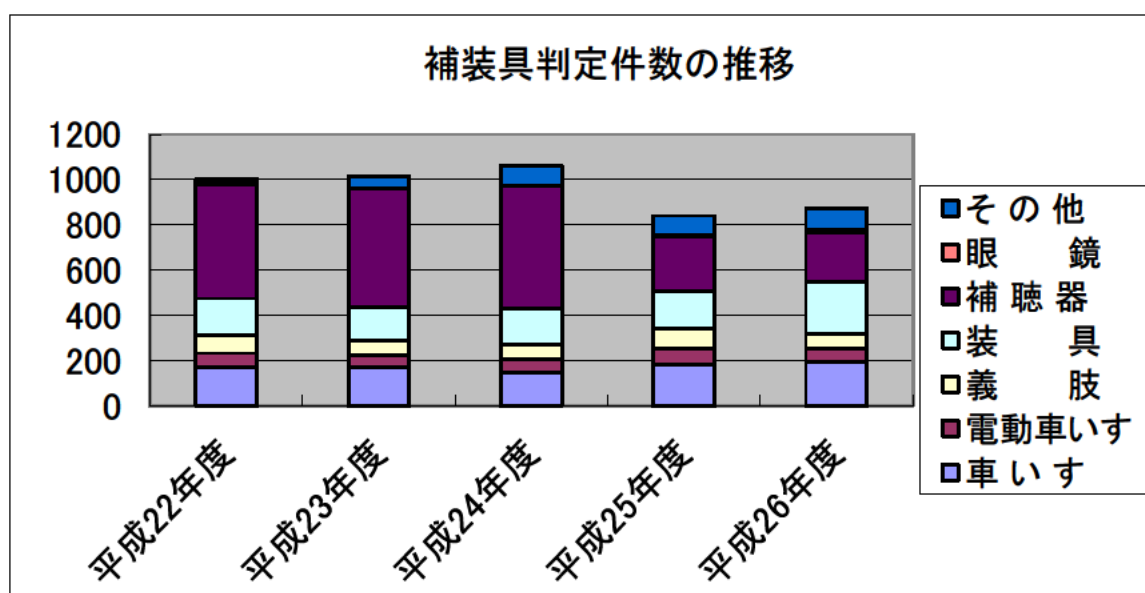
補装具の判定は、装具が最も多く26.5%、次いで補聴器が25.0%車いすが22.5%となっています。

平成26年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	196	22.5
電動車いす	59	6.8
義肢	65	7.5
装具	231	26.5
補聴器	218	25.0
眼鏡	8	0.9%
その他	94	10.8%
計	871	100.0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
車 い す	170	171	149	184	196
電 動 車 い す	64	51	57	71	59
義 肢	80	70	69	87	65
装 具	161	145	154	165	231
補 聴 器	506	522	542	243	218
眼 鏡	2	1	3	5	8
そ の 他	18	54	89	86	94
計	1,001	1,014	1,063	841	871



(9) 研修の状況

① 市町身体障がい者福祉担当職員基礎研修

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 26 年 5 月 16 日 60 名

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 補装具総論（制度の概要、判定事務等）
- ・ 補装具各論 1（整形外科）
- ・ 補装具各論 2（耳鼻科、眼科）
- ・ 障害者支援施設入所関係事務

- ② 市町身体障がい者福祉担当職員専門研修
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成 26 年 10 月 31 日 32 名

- ・ 補装具の現物説明、操作・装用体験
- ・ 補装具（意思伝達装置）の現物説明
- ・ グループディスカッション
- ・ 補装具・更生医療に関する質問への回答
- ・ その他（会計検査院の指摘について）

(10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を 4 回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、57 件の指定を行いました。
また、指定更新 22 件、医師変更承認 4 件、その他変更届 200 件を受理しました。

4 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

① 障がい者就業・生活支援事業

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録者数	2, 238人	2, 288人	2, 696人	3, 026人

② 障がい児等療育相談支援事業

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録者数	3, 064人	2, 862人	2, 290人	2, 618人

③ 高次脳機能障がい者生活支援事業

(平成 25 年 4 月 1 日付で高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業へ要綱改正)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (延数)	1, 010人	967人	762人	970人

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	941人	1, 167人	1, 218人	1, 525人

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録者数	287人	328人	356人	356人

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差があります。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議の開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

平成 24 年度からは、エリアマネージャーを圏域アドバイザーに改称し、相談支援体制強化事業として従来の取組に加え、相談支援体制強化に向けた支援を行って

います。圏域アドバイザーの活動により把握した地域の課題を、県障害者自立支援協議会へ報告・提言しています。

圏域アドバイザー会議開催実績

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数	5	5	4	5

(3) 人材育成支援事業

① 障害支援区分認定調査員研修

障害支援区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成 26 年 4 月 21 日実施

【参加者数】 65 名

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成 26 年 4 月 24 日等の 2 回実施

【参加者数】 18 名

③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 26 年 7 月 23 日~24 日、8 月 6 日~7 日、9 月 18 日~22 日の 8 日間

【参加者数】 568 名

④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 26 年 10 月 1 日~3 日の 3 日間

【参加者数】 79 名

⑤ 相談支援従事者専門コース別研修（ファシリテーター研修）

県主催研修の講師等を対象に、専門知識を有した質の高い人材を養成し資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 27 年 1 月 20 日~21 日

【参加者数】 32 名

⑥ サービス管理責任者等研修

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成 26 年 11 月 5 日（共通講義）
平成 26 年 11 月 13 日、14 日（介護分野）
平成 26 年 11 月 20 日、21 日（地域生活（知的・精神）分野）
平成 26 年 11 月 26 日、27 日（就労分野）
平成 26 年 12 月 11 日、12 日（児童発達支援管理責任者研修）

【参加者数】	介護分野	70 名
	地域生活（知的・精神）分野	72 名
	就労分野	80 名
	児童発達支援管理責任者研修	64 名
	合 計	286 名

⑦ 強度行動障害支援者養成研修

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的として実施しました。

【日 時】 平成 27 年 2 月 9 日・10 日の 2 日間
【参加者数】 257 名

⑧ サービス管理責任者フォローアップ研修

就労分野のサービス管理責任者の資質向上やサービス管理責任者間の情報交換や情報共有を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 27 年 2 月 3 日・4 日の 2 日間
【参加者数】 64 名

⑨ サービス提供事業者資質向上研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 26 年中に 7 圏域で 16 回開催
【延べ参加者数】 580 名

⑩ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 26 年 4 月 18 日・5 月 11 日
【参加者数】 233 名

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出受理件数（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

	養護者	施設従事者	使用者	不明	総数
受理件数	9 件	10 件	7 件	5 件	31 件

*市町からの問い合わせ・相談も含む

② 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の未然防止及び虐待の早期発見と虐待が疑われる事案への迅速な対応ができるよう研修を共通講義と障害者虐待防止センター担当職員等コース、障害者福祉施設従事者コースのコース別を実施しました。

【日 時】 平成 26 年 10 月 15 日、10 月 22 日、平成 26 年 10 月 29 日

【参加者数】 372 名

平成 27 年度版

事 業 概 要

発 行

平成 27 年 7 月

三重県障害者相談支援センター

〒514-0113

三重県津市一身田大古曾670番地2

電 話 (059) 236 - 0400
